

岩手県教育委員会告示第2号

岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり岩手県指定無形民俗文化財を指定する。

平成30年4月13日

岩手県教育委員会

教育長 高橋 嘉行

指定番号	名称	保持団体
無民第46号	早池峰岳流 浮田神楽	花巻市・早池峰岳流浮田神楽保存会